専門里親モデル実施調査研究

報　告　書

平成14年３月28日

専門里親モデル実施調査研究委員会

財団法人　全国里親会

はじめに

厚生労働省は社会的養護における里親養育の重要性を考慮し、これから求められる里親制度のあり方として専門里親制度の創設を決定した。これを受けて、財団法人全国里親会は社会福祉・医療事業団に専門里親モデル実施調査研究事業の実施を申請し、これが認められ、本事業を推進するために専門里親モデル実施調査研究委員会を設置することとした。本報告書は、本委員会で研究討議したことのまとめである。

委員は学識経験者、全国里親会の役職者、児童相談所・児童福祉施設関係者等15名からなる。

平成13年8月31日以来7回の委員会を開催し、専門里親制度に関して討議をすすめるとともに、モデル研修の実施、里親養育マニュアルの作成、海外文献の翻訳および専門里親制度に関わるモデル事業（レスパイトケア・モデル事業、家庭訪問支援モデル事業、里親メンタルケア・モデル事業）等を実施した。

専門里親制度は、欧米の主要国では虐待を受けた児童、障害や疾病をもつ児童に対する里親制度として位置づけられている。専門里親には、里親としての経験や研修受講が必要とされており、通常よりも高い里親手当が支給され、相談・支援の体制も整えられている。今回の検討において、これらの動向を参考としたが、専門里親の対象となる児童は虐待を受けた児童とした。しかし、今後は障害をもつ児童等をも対象とする方向でさらに検討することが望まれる。

委員会では、虐待を受けた児童への関わりのむずかしさから、里親が自らの力だけで養育をすすめるのではなく、児童相談所、児童福祉施設およびその他の関連機関との十分な連携のもとに養育をすすめるべきであることを指摘し、里親と関連各機関とが「パートナーシップ」の関係をもつべきことを強調した。さらに、専門里親制度が発展するためには、通常の里親制度の発展・充実も欠かせないことも指摘した。

なお、本委員会では、「子ども家庭支援員制度」についても検討を行った。これは、専門里親制度と直接の関連を有するものではないが、育児不安や虐待行為に悩む保護者に対して訪問型支援サービスを行うもので、子ども家庭支援員には里親も含まれ、また、この制度が児童虐待への対応の一翼を担うものであることから、本委員会で取り上げることになったものである。

今後、専門里親制度が着実に発展することを強く期待する。

平成14年3月

専門里親モデル実施調査研究委員会を代表して
委員長　庄　司　　順　一

― 目　次 ―

はじめに …… 1

Ⅰ　専門里親モデル実施調査研究委員会設置の経緯および目的 …… 3

Ⅱ　専門里親モデル実施調査研究委員会の委員および研究の経過 …… 3
1　研究委員会委員名簿
2　研究の経過

Ⅲ　専門里親制度創設の背景 …… 4

Ⅳ　専門里親モデル実施調査研究委員会の検討課題 …… 5

Ⅴ　専門里親モデル実施調査研究委員会の提言 …… 5
1　専門里親制度に関わる具体的事項の検討 …… 5
1）創設理由　2）定義、名称、位置づけ
3）専門里親認定の要件　4）専門里親に委託される児童
5）委託期間　6）養育上の留意点
2　専門里親養成などに関わる研修のあり方の検討とモデル研修の実施 …… 6
1）研修の必要性とあり方　2）学習プログラム
3）研修プログラム　4）継続研修プログラム
3　専門里親への支援のあり方の検討 …… 7
1）里親への支援の必要性　2）児童相談所による援助
3）専門的相談　4）里親会活動
5）レスパイトケア　6）近隣や関係機関の支援
4　里親養育マニュアルの作成 …… 9
5　資料となる海外文献の翻訳 …… 9
6　子ども家庭支援員制度の検討 …… 10
1）子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業創設の意義
2）子ども家庭支援員の役割　3）実施主体とその役割
4）子ども家庭支援員の責務および活動の原則　5）研　修
6）関係機関との連携、コーディネーション　7）家庭訪問支援事業の報告と評価
8）子ども家庭支援員養成研修（モデル研修）の実施
7　その他の事項 …… 13

Ⅵ　専門里親制度推進に向けての提言 …… 13

資料1　専門里親モデル研修の実施結果 …… 14
資料2　専門里親制度に関連したモデル事業の実施結果 …… 17

Ⅰ　専門里親モデル実施調査研究委員会設置の経緯および目的

厚生労働省は社会的養護における里親養育の重要性を考慮し、これから求められる里親制度のあり方として専門里親制度の創設を決定した。財団法人全国里親会は社会福祉・医療事業団に専門里親モデル実施調査研究事業（以下、本事業と略すことあり）の実施を申請し、これが認められ、本事業を推進するために専門里親モデル実施調査研究委員会（以下、本委員会と略すことあり）を設置することとした。

本委員会の目的は、専門里親制度創設にあたり、その実施に関わる具体的事項を検討することである。

Ⅱ　専門里親モデル実施調査研究委員会の委員および研究の経過

1　研究委員会委員名簿（五十音順）

氏　名	職　　名
網野 武博	上智大学文学部教授
奥山 眞紀子	国立成育医療センターこころの診療部部長
小山　修	母子愛育会日本子ども家庭総合研究所研究企画・情報部部長
柏女 霊峰	淑徳大学社会学部教授
坂本 好一	都立青鳥養護学校久我山分校副校長
◎庄司 順一	青山学院大学文学部教授
鈴木 祐子	二葉乳児院院長
関戸 幸男	山梨県きずな会会長
高瀬 礼子	東京都養育家庭連絡会会長
西澤　哲	大阪大学大学院人間科学研究科助教授
日野 慶次郎	埼玉県里親会理事長
廣瀬 タカ子	千葉県里親会会長
福島 一雄	全国児童養護施設協議会会長
○三宅　亨	東京都児童相談センター所長
宮島　清	埼玉県熊谷児童相談所地域相談担当主査

（注）◎は委員長　○は副委員長

2　研究の経過

年　月　日	経　　過
・平成13年 8月31日	第１回研究委員会 議題　研究事業の推進について
・平成13年 9月22日	第２回研究委員会 議題　専門里親制度について、その他
・平成13年 9月～10月	外国文献翻訳
・平成13年10月12日	第３回研究委員会 議題　専門里親モデル研修について、その他
・平成13年10月29日	第４回研究委員会 議題　里親養育マニュアルについて、その他
・平成13年11月 2日～ 4日	専門里親モデル研修会 （於：母子愛育会日本子ども家庭総合研究所研修室） 参加者　里親30名

・平成13年11月12日	第５回研究委員会 議題　専門里親制度について、その他
・平成13年11月19日	第６回研究委員会 議題　専門里親制度について、その他
・平成13年12月～14年２月	里親レスパイトケア・モデル事業実施 実施対象　８都県市里親会
・平成13年12月８日～９日	子ども家庭支援員モデル研修会 （於：青山学院大学　総研ビル会議室） 参加者　民生児童委員、里親等17名
・平成14年１月～２月	家庭訪問支援モデル事業実施 実施対象　藤沢市、習志野市 里親メンタルケア・モデル事業実施 実施　東京、大阪
・平成14年３月１日	第７回研究委員会 議題　研究報告書について 里親養育マニュアルについて、その他
・平成14年３月	研究報告書作成配布 配布先　都道府県、児童相談所、各県里親会等 里親養育マニュアル作成配布 配布先　都道府県、児童相談所、各県里親会等

・なお、この間、学識経験者に対するヒアリング調査を実施し、研究事業の参考とした。

Ⅲ　専門里親制度創設の背景

今日、子ども、子育てをめぐるもっとも重要な問題は児童虐待である。児童相談所における児童虐待相談処理件数は、平成12年度には17,725件となり、厚生省（現、厚生労働省）が統計をとりはじめた平成２年（1,101件）の16倍に達し、なお増加を続けている。

被虐待児童を保護し、養育する場としては、乳児院、児童養護施設などの児童福祉施設があるが、すでに施設はほぼ定員いっぱいの状態となっている。被虐待児童の養育は個別的なケアによる愛着形成が基本であり、これらの児童に対しては家庭的環境による養育がより望ましいといえる。

しかし、里親は減少傾向が続いており、また何よりもこれまでは被虐待児童など、明らかな行動問題をもつ児童の委託は避けられる傾向にあった。

里親制度が発展しない理由としては、血縁を重視するわが国の文化の問題、行政や児童相談所の消極的な態度、養子縁組制度と里親制度が混同されたこと、里親のボランティア精神に頼り、十分な手当、研修、支援が与えられなかったこと、里親自身が自らの内に抱え込んで養育してきたことなど、多くの要因があげられよう。他方、里親養育の意義は多くの人が一致して認めるところであり、里親養育を発展させることが望まれる。

これからの里親養育は、虐待を受けた体験をもち、それゆえに関わりのむずかしい児童を養育することになるので、これまでの「熱意と経験」から「専門性」を高める方向へと転換しなければならない。

また、これまで十分な信頼関係になかった児童相談所、施設などと里親との関係を改めることも必要である。

今回、このような背景のもとに、専門里親制度の創設が決定されたものと考えられる。本委員会では専門里親制度は「パートナーシップ」のもとで推進されるべきであると強調したい。

なお、ここで付言しておくべきことは、専門里親制度の創設は時宜にかなった、適切なものであり、この推進に積極的に取り組む必要がある。それとともに、一般の里親（ここでは、以下、養育里親ということにする）を開拓し、発展させることも欠かせないことも指摘しておきたい。

Ⅳ　専門里親モデル実施調査研究委員会の検討課題

本委員会では、各委員からの意見と討議をふまえ、次の諸点を検討課題とした。

①専門里親制度に関わる具体的事項の検討

②専門里親養成などに関わる研修のあり方の検討とモデル研修の実施

③専門里親への支援のあり方の検討

④里親養育マニュアルの作成

⑤資料となる海外文献の翻訳

⑥子ども家庭支援員制度の検討

⑦その他の事項

Ⅴ　専門里親モデル実施調査研究委員会の提言

1　専門里親制度に関わる具体的事項の検討

1）創設理由

専門里親制度創設の主たる理由は、被虐待児童の養育に関して専門的知識を有する里親家庭において、被虐待児童に対して個別的養育を通して愛着形成をはかり、心的外傷からの回復を目指すとともに、心理的安定と成長発達をもたらすことにある。

2）定義、名称、位置づけ

(1) 専門里親の定義：専門里親とは、被虐待児童等の養育に専門的知識・技術を有する里親であり、後述の3）の要件のいずれかを満たす者であって、都道府県が実施する研修会を受講した後、都道府県知事が児童福祉審議会の意見を聴いて認定したものをいう。

(2) 名称：専門里親の名称については、すでに「専門里親」が普及していること、また被虐待児童等への対応には高度の専門性が求められることから、「専門里親」という名称を用いることにした。ただし、「里親」ということばを変更する要望もあることから、今後、改めて検討することもあるかもしれない。

(3) 専門里親の位置づけ：専門里親は、里親の一類型として位置づけられる。なお、里親および関係機関は、里親の分断化、上下関係の意識がもたらされることのないように、留意すべきである。

3）専門里親認定の要件

専門里親の認定については、専門里親となることを希望する者であって、次に示す要件のいずれかに該当し、都道府県が実施する研修会を受講した後、都道府県知事が児童福祉審議会の意見を聴いて認定する。

①現に里親であって、里親として委託児童の養育経験を3年以上有する者。

②保育士、児童指導員、社会福祉士、児童福祉司、心理判定員、保健師、看護師、医師、教師等、児童の福祉、保健・医療、教育等に関連する資格を有する者であって、3年以上児童福祉施設等において児童の養育、相談援助等の業務に従事した経験を有する者。

③前各要件に掲げる者と同等以上の能力を有する者であって、都道府県知事が適当と認めた者。

4）専門里親に委託される児童

虐待を受けた軽・中程度の問題性を有している児童であって、都道府県知事（児童相談所）が児童福祉法第27条1項二号措置をとっている児童。ただし、保護者が児童の里親委託に十分納得していて、委託後に強引な引き取り等の問題が発生しないと考えられ、家庭復帰が見込まれる児童を委託することが望ましい。

1つの専門里親家庭に委託するのは原則として2人以内とする。専門里親への委託の主たる目的が安定した人間関係を経験させることであることに留意すること。

5）委託期間

専門里親としての児童の養育委託期間は、原則として2年以内とする。必要が認められる場合には、さらに2年を限度として更新可能とする。

ただし、このことはその後の期間における一般の里親（養育里親）としての養育委託の継続を妨げるものではない。しかし、専門里親あるいは養育里親として委託を継続する場合には、児童相談所や保護者等と十分な協議を行い、定期的に児童自立支援計画の見直しを行うものとする。

6）養育上の留意点

専門里親は、家族と協力して受託した児童の養育にあたり、児童に安定した家庭環境を経験させるように努めること。

専門里親は、研修に積極的に参加し、被虐待児童等の養育に必要な知識、技術等の向上に努めること。

専門里親は、体罰など不適切な関わりをしてはならない。

専門里親は、児童の実親への想いに配慮すること。

専門里親は、児童相談所などが行う実親への援助、指導に協力すること。

専門里親は、養育上の困難が生じたとき、すみやかに児童相談所に連絡し、対応を協議すること。

専門里親は、他の里親、近隣の住民、関係機関と良好な関係をもつよう努めること。

専門里親は、守秘義務を遵守すること。

専門里親は、国や地方公共団体の発するこの制度に関わる通知などを熟知すること。

2　専門里親養成などに関わる研修のあり方の検討とモデル研修の実施

1）研修の必要性とあり方

被虐待児童など関わりのむずかしい児童を養育するには、専門的知識が欠かせない。したがって、専門里親制度において研修は重要な位置を占める。専門里親として認定されるためには研修を受講しなければならない。また、研修は夫婦で受講することが望ましい。

本委員会では、研修を、①被虐待児童の養育に不可欠な知識の獲得を目的とする学習プログラムと、②児童に対する自分の関わり方を振り返ることなどを目的とする研修プログラムとからなるものとし、それぞれのモデル案を提示するとともに、モデル研修を実施した（資料1参照）。

学習プログラムは、知識の獲得を目的とするもので、通信教育を利用するものとした。

研修プログラムは、参加型、体験型のプログラムを主とし、ロールプレイングや事例検討などにより、自分の関わり方を振り返ること、そして被虐待児童の心理、行動とその児童への関わり方のポイントを理解することを目的とする。

なお、いうまでもなく、研修は定期的に実施することが必要である。今後、継続研修プログラムの策定が望まれる。

2）学習プログラム

専門里親には、虐待を受けた児童の心理と行動の理解を中核としながらも、福祉、心理、保健・医学など、幅広い知識が必要である。しかし、研修対象者にとって家庭や仕事の都合で長期間の研修日数をとることがむずかしいので、通信教育制を考えた。

通信教育科目は、社会福祉概論、児童福祉論、地域福祉論、養育家庭論、発達臨床心理学、社会福祉援助技術論、養護原理、医学一般（児童精神医学を含む）など、児童福祉、心理学、里親制度などに関する基本的な科目群からなり、テキストを配本し、各科目ごとにレポートを提出する方法を想定している。

3）研修プログラム

愛着形成など里子と里親の関係づくりは重要である。研修においては、児童虐待に関することを中心テーマとするが、講義よりも参加型・体験型の研修とし、単に知識を得ることではなく、自分について（あるいは自分の、子どもとの関わり方について）理解し、振り返ることが、現実の里子との関係をよりよいものにするために不可欠と考える。

研修期間は、参加者、開催場所、交通機関などによっても異なるが、3日間で15～20時間程度の開催が現実的であると思われる。夫婦での参加を原則としたい。

内容は、「里親制度の意義と目的」「被虐待児とは―対応を含む―」「児童相談所との連携」などの必要最少限の科目を講義で実施し、実親や里子（被虐待児童）との関係で困ったときの対処の仕方などは、ロールプレイングや事例研究を取り入れる。

4）継続研修プログラム

専門里親として必要な知識や技術・スキルは、上記の学習プログラムと研修プログラムのみで達成されるものではない。実際には、表1に示したような研修内容が必要と考えられる。これらは、研修プログラムだけでは実施することが困難なので、継続研修プログラムとして位置づけ、実施することが望まれる。もちろんこれらのほかにも、新たな法制度の解説や最新の知見などについて、随時取り入れることが必要である。

表1　専門里親に必要と考えられる研修科目案（継続研修プログラムとして実施）

科　目	科　目
1. 乳幼児の心理的特徴と子育て	9. 人格障害
2. 学童期・思春期の心理的特徴と関わり方	10. 喪失体験－見捨てられ体験の影響－
3. 児童虐待対応論	11. 性的空想と行動化
4. 愛着障害とその対応	12. セラピューティックホールディング
5. 愛着形成の方法	13. 実親との関わり
6. トラウマ－解離性障害とその対応－	14. 家族のダイナミックス
7. ADHD（注意欠陥多動性障害）の理解	15. 連携－児童相談所およびその他の機関－
8. 行為障害	16. 専門里親に求められること

3　専門里親への支援のあり方の検討

1）里親への支援の必要性

わが国では里親養育はボランティアという面が強調され、里親手当の額も低く、養育も里親に任されて、支援の体制はまったく不十分であった。これは一面では、里親が抱え込んで養育してきたことにも原因が

ある。他の面からみれば、児童相談所の職員が少ないことにも起因していよう。

しかし、里親養育は、本来、社会的な養育であり、里親個人の考えによるのではなく、児童相談所の指導や援助を受けつつ、また、周囲の人たちとの協力のもとに行われるべきものといえる。

さて、里親への支援としては、第1に児童相談所などによる援助、第2に専門的相談、第3に里親会による里親同士の支援、第4にレスパイトケア、第5に近隣や関係機関の支援などが考えられる。

2）児童相談所による援助

児童相談所には里親への指導を行うことが求められている。里親への指導、援助にはきめ細かさが必要である。

これまで、児童相談所と里親の間には不信感があったと考えられるが、その主要な理由は、里親が養育を個人的なものととらえたこと、そして児童相談所に里親担当専任の児童福祉司がいなかったことにあるといえよう。

里親と児童相談所、児童福祉施設とは、これからは「パートナーシップ」のもとに連携を強める必要がある。パートナーシップとは、それぞれの機能、役割のちがいを認めつつ、対等の立場で協力する関係といえよう。

児童相談所の援助を改善するためには、まず里親担当専任の児童福祉司をおくことが必要であろう。これまでも児童相談所の援助は不十分であったが、虐待の相談が急増を続けている現状では、里親への対応は他の業務に埋没してしまいがちである。里親養育をすすめるためには児童相談所の十分な援助が不可欠である。

3）専門的相談

虐待を受けた児童はしばしば激しい攻撃的言動を行い、里親はそれに振り回され、困惑し、怒り、ときには憎しみの感情さえもつことがある。そのような場合、ただちに専門的助言を必要とする。

各都道府県の中央児童相談所に児童精神科医を配置することなどが望まれるが、夜間や休日のことを考えると、将来的には国あるいは都道府県が「里親支援センター」を設置することが望まれる。これは、里親への専門的相談に夜間、休日に応じるだけでなく、里親への情報提供、研修なども行うところとして想定したものである。

4）里親会活動

里親会は、同じ里親という立場で、理解し、共感しやすい人たちの集まりである。里親会での話し合いにより、子どもへの理解が深まったり、対応の工夫を知ることができたりする。しかし、現状では、里親会活動は活発とはいえないところが多い。ベテランの里親が経験を話すのは意義のあることであるが、「そういうことはみんな経験したことだ」と突き放したり、自分の考えを押しつけるのではかえって不適切といえる。里親会の中に、他の人の話をよく受けとめられ、相談に応じられる人を育てることが必要であろうし、そのような試みをしている地域もあるようである。

5）レスパイトケア

レスパイトケアとは、里親の休息、息抜きのために、一時的に（昼間数時間～泊まることもある）養育を離れ、委託児童を別のところの養育にゆだねる制度である。一時養育サービスともいえる。外国では里親養育においてもレスパイトケアが取り入れられており、たとえば、アメリカではほとんどの州で月に2日のレスパイトケアが認められている。

レスパイトケアの意義は、里親養育が個人的な養育ではなく、社会的な養育であり、里親はもちろんその中心を担うわけであるが、多くの支援のもとに養育を行うということを明確にすることにもある。養育をすすめていくうえで、そして養育が破綻しないようにするために必要な制度といえる。

レスパイトケアにおいてもっとも重要なことは、児童に悪い影響が生じないようにすることである。このことはレスパイト先の問題ともつながってくる。

レスパイト先としてもっとも望ましいのは他の里親家庭であろう。普段から交流があれば、昼間数時間、あるいは1泊2日程度あずかってもらうことで児童に悪影響がでるとは考えられない。里親でなくても、子ども家庭支援員、その他ファミリーサポーターなども検討してよいと考えられる。

里子が共通にもつ不安は、もうその家庭にいられなくなる、施設に帰されるということである。このような不安をもたせないためには、レスパイトケアをはじめる前に、里子に十分説明をすること、あずかってくれる家庭と交流をもっておくことが必要である。しかし、近くにそのような家庭がない場合には、児童相談所の一時保護所や児童養護施設などもレスパイト先として考慮すべきである。

レスパイトケアのすすめ方は、2通り考えられ、1つは、あらかじめ予定を組んで定期的にすすめるという方式、もう1つは、里親が必要と感じたら実施するという方式である。

いずれにしろ、委託する時点でレスパイト先を決めておくことが望ましいと考えられる。

6）近隣や関係機関の支援

関係機関の養育支援ということでは、保育所やいわゆる学童保育（放課後児童クラブ）の活用が望まれる。現在、里親に委託されている児童の保育所の入所は、児童の最善の利益の観点から認められている。就学前や小学校低学年の児童の養育にはこれらの機関はたいへん有効であり、今後、制度の拡充が望まれる。

里親養育は、里親が中心となるが、それは24時間、365日休みなし、を意味するのではなく、たくさんの支えを得ながらすすめていくべきものである。虐待を受けて育ち、人への不信感をもち、里親や周囲の人に攻撃的な言動をする児童との関わりは実に困難なものがある。

関係機関としてもう1つ考えるべきところは、プレイセラピー等、心理療法を行える相談機関である。児童相談所が通える範囲にあり、積極的に取り組んでくれればよいが、必ずしもそのような状況にない場合もある。病院を含め、民間の相談機関等も身近にないのが現状といえる。児童の中には、プレイセラピーを必要とするものもいるので、相談機関の整備が望まれる。

4　里親養育マニュアルの作成

専門里親としての養育の基本をまとめた里親養育マニュアルを作成した。

5　資料となる海外文献の翻訳

専門里親制度の検討にあたり、アメリカ・ウィスコンシン州の里親関係資料、カナダ・ブリティッシュコロンビア州の州政府と里親会が作成した「里親養育ハンドブック」、イギリスの「里親養育ハンドブック」を比較し、もっとも有用であると考えられたカナダ・ブリティッシュコロンビア州の「里親養育ハンドブック」を翻訳し、参考とした。

6　子ども家庭支援員制度の検討

1）子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業創設の意義

(1) 子ども家庭支援の必要性

児童虐待、ＤＶをはじめ、子育て不安、ひきこもりなど、子育て上の深刻な問題や子育て家庭の孤立化した状況に対応する子ども家庭支援施策は、ますますその重要度を増している。このため、従来の施策、サービスを超えた新しい体系として、家庭生活との直接的接触性を高め、保護者にとっても子どもにとっても心理的安全基地となり得る養護・保育経験豊かな援助者が関わることによって、家庭の養育機能を支援し向上させることができる。

(2) 在宅養護（訪問型サービス）の重要性

さまざまなソーシャルワーク、ケアワークの中で、在宅サービスの１つである訪問型サービスは、医療・看護および福祉の分野で不可欠なものであるが、子ども家庭福祉の分野においては、心身障害児のための訪問指導や児童居宅介護事業、あるいは子育て支援のための在宅保育サービス利用事業にみられる程度である。このため、この事業を創設し、訪問型サービス支援を充実強化することによって、家庭養育問題の解決や家庭の養育機能を支援し向上させることができる。

2）子ども家庭支援員の役割

(1) 子ども家庭支援員

子ども家庭支援員とは、以下のような訪問型を主とするサービスを通じて、心理的サポートや家庭的ケアを行う養護・保育の経験豊かなボランティアであって、定められた研修を受講し、支援員として適当と認められた者をいう。

a 里　親

b 児童指導員等児童福祉職経験者

c 保育士経験者

d ベビーシッター経験者

e 児童委員

f その他養護・保育への熱意があり、その経験が豊かな者

(2) 支援の対象

家庭訪問支援事業の対象者は、以下のとおりである。

①児童相談所、保健所、市町村（福祉事務所、家庭児童相談室、保健センター）、児童家庭支援センター、地域子育て支援センター等（以下、事業関係機関という）に自ら相談し、この事業サービスを受けることを希望する家庭。

②家庭養育上不安・孤立などの問題や虐待のおそれ、またはそれらのリスクを抱え、訪問サービスの効果が期待できる家庭。

③施設ケア・里親ケア終了後、親子再統合のためのアフターケアなど、訪問型サービスの効果が期待できる家庭。

(3) 支援の方式

支援は、１日おおむね２時間程度を標準とし、以下の方式で行う。なお、支援の時間帯や時間の幅、活動の範囲は、方式により異なる。

①訪問方式（その家庭を訪問し、その家族の養育機能を支援する）

②活動体験方式（その家庭、居住地域において、または特定の地域・会場等に同行して、その家族の養

育に関わる活動を支援する）

なお、このほか必要に応じて、ショートステイ（子育て支援短期利用事業）等を通じた支援事業を実施することができる。

(4) 支援の内容

①ケア（保育・養護）

②育児（関連する家事を含む）体験の提供

③対人活動体験の提供

④相談・助言

3）実施主体とその役割

(1) 実施主体

家庭訪問支援事業は、市町村が実施主体となり、家庭との密接な関わりを通してきめ細かなネットワーク体制に基づいて実施する。なお、この事業の対象者を考慮した場合、地域内交流の困難性や家庭の孤立性が多く生じやすい指定都市、中核市、特別区において積極的に実施することが期待される。

(2) 実施体制

実施主体となる市町村は、本庁直轄による実施体制、または、委託による実施体制のもと、この事業を行う。

受託組織としては、児童家庭支援センター、地域子ども家庭支援センター、地方里親会、その他ＮＰＯ等の組織がある。

(3) 事業の広報と普及

実施主体は、この事業に関する広報および子ども家庭支援員の募集を積極的に行い、訪問型サービス支援の普及に努める。その際、全国里親会、全国児童養護施設協議会、日本保育協会・全国ベビーシッター協会等の保育関係団体、日本子ども家庭総合研究所等（以下、全国組織団体という）および関連の自治体組織団体の協力・連携を通じた広報・普及活動に努める。

(4) 子ども家庭支援員の登録と支援活動

以下の者で、当該市町村に申請し、登録認定研修を修了し、支援員として適当と認められた者は、当該市町村の子ども家庭支援員として登録することができる。

a 里　親

b 児童指導員等児童福祉職経験者

c 保育士経験者

d ベビーシッター経験者

e 児童委員

f その他養護・保育への熱意があり、その経験が豊かな者

4）子ども家庭支援員の責務および活動の原則

(1) 責　務

子ども家庭支援員となる者は、高い倫理性をもち、子どもの最善の利益ならびにその家庭の福祉増進に貢献するように努めなければならない。

(2) 支援活動

子ども家庭支援員は、市町村から家庭訪問支援活動を依頼された場合には、可能な限りすみやかに適

切なサービスを実施しなければならない。活動にあたっては、その期待される役割を常にふまえ、また専門上、活動上の限界を熟知して、その任にあたる。

実施主体および子ども家庭支援員は、活動中における災害、事故等の発生予防に最大限配慮する。また、実施主体は、事故発生の予防および事故処理、保険等の対応に関わる規則等を定めておくことが望ましい。万一事故が発生した場合には、子ども家庭支援員は実施主体に即刻連絡し、その指示・助言を受けて迅速に処置する。

5）研　修

(1) 登録認定研修

この事業を実施する市町村または委託を受けた組織団体は、子ども家庭支援員希望ボランティアを対象とする登録認定研修を、年1回以上実施する。

研修は、以下の内容を含む。

a 子育て家庭の現状と子育て支援の課題

b 家庭訪問支援事業の意義と内容

c 子ども家庭支援員の役割

d 子育て家庭の諸問題とその対応

e 訪問型サービスの実際

f 課題レポート

(2) 実践研修

この事業を実施する市町村または委託を受けた組織団体は、登録子ども家庭支援員を対象とする実践研修を、年1回以上実施する。

研修は、以下の内容を含む。

a 子育て家庭の現状と子育て支援の課題

b 家庭訪問支援事業の現状と課題

c 子育て家庭の諸問題とその事例演習

d 訪問型サービスの事例演習

e 課題レポート

6）関係機関との連携、コーディネーション

この事業を実施する市町村またはその受託組織は、この事業の円滑な遂行のため、事業関係機関との連携およびこの事業に関わる事業関係機関と子ども家庭支援員との間のコーディネーションを担う。とくにハイリスクの対象者、あるいは施設・里親ケア終了後再統合中の対象者の場合には、連携、コーディネーションを積極的に行う。

7）家庭訪問支援事業の報告と評価

この事業を実施する市町村またはその受託組織は、事業の効果を評価するため、定められた方法による子ども家庭支援員からの実施報告および利用家庭の評価報告を受け、全体の実施状況についてその効果を評定し、事業の適切な運営に努める。

8）子ども家庭支援員養成研修（モデル研修）の実施

子ども家庭支援員養成研修のモデル研修を平成13年12月8日、9日に青山学院大学渋谷キャンパスにおいて実施した。研修の内容は、「子ども家庭支援員制度－その意義と役割－」（厚生労働省家庭福祉課児童福祉専門官相澤　仁）、「育児不安とその対応」および「被虐待児童への対応」（青山学院大学教授庄司順一）、「家族との関わり方」（二葉乳児院院長鈴木祐子）の各講義と、ロールプレイイング（吉備国際大学助教授加藤博仁）、意見交換「社会資源との連携のとり方と子ども家庭支援員研修のあり方」（日本子ども家庭総合研究所部長小山　修ほか）を行った。参加者は、民生児童委員、里親、施設職員など17名であった。

7　その他の事項

その他、レスパイトケア・モデル事業、家庭訪問支援モデル事業、メンタルケア・モデル事業を実施し、検討した（資料2参照）。

Ⅵ　専門里親制度推進に向けての提言

本委員会は、専門里親制度推進に向けて、次のことを提言する。

1　専門里親制度は虐待を受けた児童の養育に取り組む新しい制度であり、十分に配慮しつつ早期の定着をはかり、推進することが望まれる。

2　今回の検討では、専門里親制度の対象となる児童を軽・中程度の問題性をもつ被虐待児童としたが、養育の困難な児童、養育にあたって特別の配慮を要する児童は、障害をもつ児童など、少なくない。今後、これらの児童をも対象とすべく、さらに検討が望まれる。

3　専門里親制度を発展させるには、児童相談所、児童福祉施設およびその他の関係機関の理解と協力が欠かせない。したがって、国および地方公共団体は本制度を周知させるための広報などの努力をすることが望まれる。

4　よりよい養育のためには、関係各機関の理解と協力が欠かせないが、里親とこれら機関とは「パートナーシップ」の関係をもつことが重要である。パートナーシップとは、役割がちがっても、対等の関係で協力することを意味し、これを確立するためには相互信頼関係が前提となる。

5　里親が主として関わるのは児童相談所の児童福祉司であるが、児童相談所には里親担当専任の児童福祉司を配置することが望まれる。

6　里親養育は本来一時的な養育であり、可能ならば、児童は実親のもとに戻ること（家族の再統合）が目的といえる。そのためには、児童相談所などによる実親への援助、指導の充実が望まれる。

7　専門里親制度は、その背後に数多くの一般の里親（養育里親）の存在を前提とするものである。したがって、国および地方公共団体、児童相談所などは、養育里親の開拓に努めることが必要である。また、里親の開拓、支援にあたって民間団体の活用も求められる。

8　研修や支援のあり方など、本委員会の検討内容を一般の里親（養育里親）にも活用することが望まれる。養育里親に対しても十分な研修と支援が必要である。

資料1　専門里親モデル研修の実施結果

1）実施したモデル研修

本委員会では専門里親モデル研修を企画し、実施した。その概要を付表1に示した。

全国里親会事務局から関東ブロックの里親会を通じて会員に通知し、参加者を募集した。開催期間は平成13年11月2日（金）から4日（日）の3日間で、会場は、(社福)恩賜財団母子愛育会研修室であった。最終日までの参加は23名で、そのうち夫婦とも参加は8組16名であった。

付表1　研修会日程

日　付	内　容	
11月	午　前	午　後
2日（金）	9：30　受付 10：00　オリエンテーション 10：30　講義「里親制度の意義と目的」 青山学院大学文学部 教授　庄司　順一 12：00	1：00　意見交換（Ⅰ） 「自己紹介」 2：00　休憩 2：15　講義「被虐待児とは」 庄司順一 3：15　休憩 3：30　講義「被虐待児とその対応」 埼玉県立小児医療センター 副部長　奥山眞紀子 5：30
3日（土）	9：30　ロールプレイング 吉備国際大学社会福祉学部 助教授　加藤　博仁 12：00	1：00　事例研究 「困った時、どう対処するか」 二葉乳児院院長　鈴木　祐子 厚生労働省専門官　相澤　仁 日本子ども家庭総合研究所部長 小山　修 3：15　休憩 3：30　講義「実親との関わり方」 埼玉県熊谷児童相談所 主査　宮島　清 5：00
4日（日）	9：30　講義「児童相談所との連携」 日本子ども家庭総合研究所 ソーシャルワーク担当部長 才村　純 11：00　意見交換（Ⅱ） 「専門里親研修のあり方について」 庄司・才村・相澤・小山 13：00　昼食・閉会	

2）研修評価と参加者の意見

(1) 全体的な評価

実施したモデル研修において、研修終了時に研修への評価、意見を求めるアンケートおよび意見交換を

実施した。アンケートへの回答は、「満足」「不満」などの3～4件法で求め、意見はアンケートに自由記載してもらうとともに、意見交換（Ⅱ）の場で述べてもらった。

主な質問項目は以下のとおりである。

付表2　主なアンケート項目

質問1	研修の時期、期間、参加者、内容、会場などはいかがでしたか？
質問2	それぞれの講義はいかがでしたか？
質問3	ロールプレイ、意見交換（ⅠとⅡ）はいかがでしたか？
質問4	今後の専門里親研修について、ご意見や研修に必要な内容（テーマなど）について教えて下さい。
質問5	あなたは、この研修の内容をどなたかに伝えますか？
質問6	あなたの里親経験年数は？

アンケート結果の概要は、まず、里親としての経験年数の平均は12.5年であった。参加者の全体としては「満足」「やや満足」が、ほとんどの質問で80%を超えた。70%台の回答があった質問は、講義、研修会場、自己紹介を中心に行った意見交換（Ⅰ）の3つのみであった。以上の結果は、今回の研修がおおむね適当であったことを示しているといえる。

(2) 参加者の主な意見

意見交換（Ⅱ）において、今後の専門里親研修のあり方について意見を自由に交換した。参加者のほとんどが前置きとして「アンケートの自由記載と重複するが」としながら、さまざまな意見・要望・感想を述べた。以下、研修に関連する主な意見・要望を内容別に列記する。

①研修日程について

○金・土・日の日程では、幼児委託が多い県なので参加するのがむずかしい。隔週くらいでできないか。日程は、平日がよい。また保育が必要。まとめて研修を行うのではなく、月に何回かといったように分けて実施した方がよい。

○子どもが小学生なので、日程的にはよかった。働いている者にとっては1日の有給休暇だけで受けられたのでよかった。2日半の期間は適当だった。

○日程については、子どもがいるので早退したり連れて来るなどした。

○できれば1泊でも宿泊できればよかった。夜は里親同士が自主的な会合をもてるようにしてほしかった。日程はちょうどよかった。通いではなく、夜はどこかのホテルに泊まり、夜にもっと話ができると思っていた。

○日常生活の場から離れて夫婦で参加してみて、自分たちを振り返ることができた。3日間くらいの日程で夫婦の参加はよかった。

○小学生の子が3人いるため、夫が子守りで1日しか参加できなかった。

○3日間という期間も日程もよかった。

○この内容をこの期間でやるのではなく、1年を通してやった方がいい。

○遠方なので通うのがきつかった。

②研修内容と構成について

○科学的な通信を利用しての研修ができないものか。今まで何もやっていなかったので、内容的にはピンとこないものもあったが、参考になった。

○研修内容が、日々の生活上のテーマだとよりよかった。

○参加者が経験者か未経験者かによって研修内容も変わってくるのではないか。また委託されている子どもの年齢によっても問題がちがうので、内容も変わってくると思う。

○研修内容はよかった。他の里親の体験が聞けてよかった。

○内容に関しては、すでに知っていることだったので、もっと実例を出して話し合うようなものがほしかった。

○参加型の研修は、入りやすかった。講師が最高だった。知らないことが分かり、角度を変えての内容がよかった。

○里親として慣れた時期の取り組みについて研修で扱ってほしい。

○最初に達成目標を定めて、終わった後にどうだったのか振り返りがなかったのが残念。研修については、年間でのミッションや長期のビジョンで考える必要がある。内容については、虐待や児相について学べてよかった。一般の里親として、自分の中身が見えてよかった。

○達成目標は自分なりに立てていた。ちょうど不調でめげていたので、ロールプレイングで自身の体験を振り返ることができてよかった。「すまない」と思う気持と質を高めていく必要を感じた。虐待には幅があり、子どもと接してみて初めていろいろ感じることもある。

○後に続く人に情報を伝えられればと思い参加したが、初心に戻れた。里親になる人全員が勉強しなければならないことだと思った。

○初級・中級といった形で養成していき、多くの専門里親が養成されたらいいと思う。

○講義内容は、里親のストレスを解放するようなものがほしかった。

○各講義ごとにレジュメを配るのではなく、まとまった形の冊子がほしい。

○ロールプレイングは初体験で、子どもの役をやれたのがよかった。里子を育てるのは思春期が大変なので、その山をどのように乗り越えるか、学童期から少しずつ研修をする必要がある。内容に関しては、虐待について医学的な分野のことがもう少し知りたかった。家庭内暴力についても取り上げてほしかった。

○研修には満足。内容的にはロールプレイングングが役に立った。カウンセリングの勉強をしてからやれば、もっとよかった。教育現場の人の話も聞けたらよかった。

○研修は、とても勉強になった。それ以上に里親さんからの話が勉強になり、心に響いて胸にとどまるような話だった。研修の構成や先生の話などは、標準からいったらどうなのかと思う。里親同士の話し合いの場がもっと必要で、それをコーディネートする人の技量も問われると思う。3日間の中でも波があり、また午前・午後や昼食後などによっても異なってくるので、もっと構成を工夫する必要がある。

○研修内容のテキストなどが前もってあれば、質問など事前に考えられた。

○預かっている子はおとなしい子なので、参加者の話を聞いていて不安になってきた。イライラさせるようなところがあり、今まではそういう子だと思っていたが、研修を受けて客観的に見られるようになった気がする。私自身は初級から入っていかないと無理と感じた。

○研修をレベル分けにしないとボケてしまう。申請の段階で行われる初級の研修では、不安にならないよう、成功例を通してやりがいを感じられるようなものを実施する。中級の研修では、里親を5年くらいやるとマンネリ化するおそれがあるので、中堅用のプログラムを実施する。上級の研修では、他の里親のスーパーバイズができるようなスーパーバイザーを養成するような内容にする。初期の段階での研修は、普通のおじさんを対象とした内容にした方がいい。事例検討の内容はもっと身近な話題にし、施設の発想ではなく里親としての発想でやった方がいい。

○専門的な内容だけでなく、里親の状況が語られることも大事。

○ロールプレイングでは評価を得られた方がいい。やりっぱなしではなく、評価があれば自分の対応がどうなのかわかってよかった。

○内容的にはきつかった。この内容をこの期間でやるのではなく、1年を通してやった方がいい。ロールプレイングでは、子どものことがわかっているのかと思った。もっと子どもの気持をわかるような方法はないのだろうか。

○どこにどういうタイミングで相談したらいいのか、もっと知ることが必要。

○講義時間が長い。1時間に1度くらい休憩を入れてほしかった。

③その他の意見

○研修を継続することが必要だと思う。

○今後も研修を継続してほしい。

○継続性が必要。今後も研修を続けてほしい。

○研修は続けてほしいし、里親は受けなければならないと思う。

○1人でも多くの方が研修を受けられるようにしてほしい。

○他の里親たちにもこのような研修をやってほしい。

○専門里親だけでなく、里親全体が学ぶべき。

○今回の研修内容は、多くの里親に聞いてほしい。

資料2　専門里親制度に関連したモデル事業の実施結果

1 レスパイトケア・モデル事業

（実施期間　13.12.1～14.2.28）

1）実施件数

実施里親会名	実施里親数	実施延日数	預け先内訳		
			里親	施設	その他
	人	日	日	日	日
千葉県	4	29	9	0	20
東京都	4	48	48	0	0
神奈川県	6	15	15	0	0
山梨県	3	36	12	0	24
川崎市	6	41	13	0	28
横浜市	4	4	4	0	0
計	27	173	101	0	72

2）実施結果等

(1) レスパイトの理由

最も多いのが里親本人や家族の疾病による医療機関への通院あるいは付き添いが約4割を占め、次いで、地域や学校、里親会等の行事への参加が約3割、冠婚葬祭への出席が1割、里親自身の休養が1割、その他が1割であった。

(2) 問題点・感想等

全般的に事業に対する評価は高く、おおむね円滑に実施され、レスパイト終了後の里子の状況にもほとんど変化はみられず、里親同士の結びつきも強まり、安定した養育活動ができるなどの感想が多数を占めた。

問題点等としては、他人の家へ入り込むことのむずかしさ、3歳未満児の場合は人見知りがあり、ややむずかしさがあること、また預け先はできるだけ固定した方がよい等の指摘があった。

2 家庭訪問支援モデル事業　　（実施期間　14.1.10～2.28）

実施市町村名	実施件数	訪問サービスの主な内容
神奈川県藤沢市	件 29	・母親の外泊等による育児の怠慢への対応 母親の生活態度および子どもの不登校等に関するガイダンス等　（延10日） ・母親の疾患（うつ状態）による育児不安への相談等（延5日） ・父子家庭の子ども（2人＝小1、保育園）の放課後（退園後）の保育、医療機関への通院付き添い等　（延3日） ・その他　（延5日）

3 メンタルケア・モデル事業　　（実施期間　14.1.10～2.28）

実施地区名	実施件数	主な相談等の内容
東　京 ((福)日本福祉家庭協会)	件 21	里子のしつけの仕方についておよび里子への告知についての悩みが、全体の半数を占め、次いで里子の問題行為（喫煙、夜遊び等）や里子が里父には甘えるが、里母にはなつかない、その他の問題であった。
大　阪 ((社)家庭養護促進協会)	15	最も多いのが、里子または養子に関するもので、問題行動（盗癖、不純異性交遊、自傷行為等）についての悩み、次いで里親自身の悩み（受託した被虐待児の養育に関する不安、里子への告知の問題等）、その他特別養子縁組した子どもの実母等からの接触の問題等であった。
計	36	